

	中高層建築物の建築			大規模開発行為等
変更前の所管課 窓口	建設局建築部 建築総務課  さいたま市役所10階 浦和区常盤6-4-4	建設局 北部建設事務所 建築指導課  (北部エリア) 西区、北区、大宮区、 見沼区、岩槻区 大宮区役所 6階 大宮区吉敷町1-124-1	建設局 南部建設事務所 建築指導課  (南部エリア) 中央区、桜区、浦和区、南 区、緑区 中央区役所別館 2階 中央区下落合5-7-10	都市局 都市計画部 都市計画課  さいたま市役所9階 浦和区常盤6-4-4



変更後の所管課 窓口	建設局 建築行政部 建築総務課  さいたま市役所10階 浦和区常盤6-4-4	建設局 建築行政部 北部建築指導課  (北部エリア) 西区、北区、大宮区、 見沼区、岩槻区 大宮区役所 6階 大宮区吉敷町1-124-1	建設局 建築行政部 南部建築指導課  (南部エリア) 中央区、桜区、浦和区、 南区、緑区 中央区役所別館 2階 中央区下落合5-7-10	都市局 都市計画部 開発・盛土調整課  さいたま市役所9階 浦和区常盤6-4-4
届出提出先	—	◎	◎	◎ (※)
説明報告書の閲覧	◎	上記北部エリアの 中高層建築物案件	上記南部エリアの 中高層建築物案件	大規模開発行為等案件
あっせん・調停 に関すること及び 申出先	◎	—	—	◎ (※)
お問合せ内容	<p>条例制度の内容、届出書類の作成方法、          条例手続きの流れについて、説明報告書の閲覧、          あっせん・調停の申し出について、その他</p>			

※大規模開発行為等に該当する場合は、中高層建築物の建築に該当するか否かに関わらず、開発・盛土調整課が提出先になります。